

吹田市議会(2023年7月21日)における本件事故に関する言及内容の検討

2023年12月1日

人員不足や人材の能力不足は本件事故の問題でない。事故を起こした施設は、事故当日も人材は充分足りていた。事故を起こした従業員も必要な安全対策に関しての知識や経験を充分持っていた。そのことを踏まえ本件事故に関し再考する必要があると思われる。

<事故の施設側の主な流れ>

悠生君が命を落としてしまった最も重大な原因は、命に係わる重大な約束を施設側が反故にしたことであり、その事実を重大事故が発生し隠蔽することが不可能な状況になるまで隠し通したことである。人員不足や人材の能力不足は本件事故の問題でない。

この死亡事故を起こした施設は、事故直後で悠生君が行方不明な状況にも関わらず、安全対策や利用者への事故の説明、さらにはホームページ(HP)での事故の説明、事故に関する説明会の開催を一切行わない状況で、行方不明の悠生君の捜索に全力を投入することもなく施設の通常運営を続行した。

さらには、行方不明の悠生君の捜索をまともに行わない施設側の態度に怒りを覚えた悠生君の母親が、電話にて宇津雅美(児童発達支援管理責任者)に苦言を呈した。しかしこの訴えを宇津雅美(児童発達支援管理責任者)は、真摯に受け止めることはなく、悠生君の母親から恫喝を受けたとして、地元警察へ恫喝被害の相談にいった。一方の宇津慎史(施設長)も悠生君の母親に訴えを暴言とし、後にその悠生君の母親の発言に対し非難している。勿論、宇津慎史(施設長)も宇津雅美(児童発達支援管理責任者)も事故発生後、現在に至るまでまとも悠生君の両親にも、悠生君自身にも謝罪を一度も行っていない。そのような状況下であるにも関わらず、アルプスの森(施設長:宇津慎史)は自社のHPにおいても、吹田市への報告書においても何度も悠生君の両親に謝罪したと記載。遺族側はこの記載は嘘であり、HPの記載を撤回するように依頼も、施設側は理解の相違であり嘘ではないと記載内容の撤回を拒否。

また遺族への事故の内容に関する説明も、遺族側が説明を求める度が変わっており明らかな嘘・捏造が多発している。

悠生君が命を落とした事故に対し、非常に不誠実な態度をとり続けているにも関わらず、施設は通常運営を続行した。

そのような状況下において、施設長(宇津慎史)、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)と他、1名が利用者への暴行にて逮捕された。

逮捕後、児童相手の児童発達支援および放課後等デイサービスはさすがに、運営停止になった。しかし利用者への暴行が問題になった施設であるにも関わらず、大人を相手にしてい

る同事業所(アルプスの森)が運営している生活介護はまだ通常運営を続行している状態である。

<山根建人議員の発言内容の検討>

1. 管理不足(本事故に関する行政の立場として)の意味について

遺族側は、事故後のアルプスの森(施設長:宇津慎史)の対応(管理)を吹田市は以下理由から、まともに出ていないと考えている。

1-1)

アルプスの森(施設長:宇津慎史)へ公的資金が投入されている以上、死亡事故を起こしたことに對する社会への説明責任があると思われる。また遺族、公の場所での施設側からの事故に関する説明を望んでいる。しかしながら、死亡事故を起こしたにも関わらず施設側が公の場で事故に関する説明をすることを拒否したことに対し、吹田市は何も対応していない。アルプスの森(施設長:宇津慎史)の運営するHPへの記載ですら、施設側は拒否。事故に対しての真摯な対応を吹田市が施設に求めることはなかった。

1-2)

アルプスの森が吹田市へ提出している事故報告内容が逐次変わっている状態であり、安全対策を実施するにおいて必要な基本的情報が欠如している状況であるにも関わらず、デイサービスの通常運営の続行を許可。このような不誠実な対応を吹田市は黙認。

1-3)

事故後の監査がまともには機能しておらず、暴行行為が常態化していたにも関わらず見過ごしていた。さらには施設長(宇津慎史)も児童発達支援管理責任者(宇津雅美)も暴行にて逮捕されている状態にも関わらず、同施設の介護支援に関しては通常運営を実施している状態を吹田市は放置している。

1-4)

吹田市はアルプスの森(施設長:宇津慎史)に対し、行政処分として3か月間の新規受け入れ停止処分を実施したとしている。しかしながらアルプスの森(施設長:宇津慎史)のHPにはこの行政処分の記載すらない。さらには利用者が新規受け入れを申し込んで、利用まで数か月待つことは当たりまえに存在する。すなわち、安全対策に必須な約束を反故にし、死亡事故を起こした施設に対し吹田市は実質的な処分はないに等しい処分しか実施していない。これは非常に由々しき問題であると遺族は認識している。

安全対策の取り決めを一方的に破り死亡事故を起こした施設に対し、吹田市は独自で

実質的に有効な行政処分を実施しない事を公言していることになる。すなわち、安全対策において必須であると取り決めても、その取り決めを一方的に破っても施設に実質的な影響を与えるような行政処分はしない前例を死亡事故において作ってしまった。

2. 不正請求(アルプスの森に関する)意味について

吹田市は不正請求の前例がある施設に関し、必要な監査を実施して来なかったと遺族は考えている。

2-1)

もともと悠生君が通い出した時の「アルプスの森」の施設長は宇津雅美であった。しかしこの宇津雅美が高槻市において不正請求を行い、「アルプスの森」と同じ系列の「青りんご」で指定取り消し処分(令和2年3月18日)を受けた。このことから「アルプスの森」も同様の理由で指定取り消し処分を受けるリスクを抱えていたと思われる。

そこで、令和2年5月1日から、「アルプスの森」は利用者に十分な説明は行わず、この指定取り消し処分を受けることを避けるため、施設長を兄(宇津雅美)から弟(宇津慎史)に変更している。

従って吹田市としては、施設長が変更する前の施設に関しても十分な監査を実施する必要があった。

2-2)

アルプスの森(施設長:宇津慎史)は、個別支援計画書を作成するにあたり義務つけられている対象児童のモニタリング、またそのモニタリングの結果を踏まえた保護者との個別支援計画作成のための面談などは行っていなかったことが事故後に判明。

不正請求を行ってきた組織が前身の施設に対し吹田市は監査を実施していなかったため、そのような状況も、吹田市は放置していたと遺族は考えている。

2-3)

また本件事故後、吹田市はアルプスの森(施設長:宇津慎史)側が吹田市に提出した資料に関し十分な確認を行うために遺族に吹田市側から積極的に接近することはなかった。そのため、半年以上前には警察は認識していたアルプスの森(施設長:宇津慎史)が行っていた有印私文書偽造、及び、吹田市に対しての虚偽申告を吹田市は見破ることができなかった。

3. 「国に対しての人員基準と基本報酬の抜本的な引き上げを強く求めること。それを待た

ずに市独自で送迎のための人員確保の補助を実施することなど、吹田市として子供たちの命に責任を持った施設の実施が必要」に関しての本事故との兼ね合い

遺族としては山根建人議員のこの発言には一部共感している。放課後等デイサービスを運営する側において送迎の難しさを実感している施設は多いとの事を聞いている。その点においては、市独自で送迎のための人員確保の補助を実施することは一定の効果は期待しようと遺族側は考えている。

しかし一方において、少なくとも本件事故においては、人員は足りていた事は判明している。また本件事故を起こした従業員は、送迎時に安全を確保するための知識も経験もあったにも関わらず、その対応をしなかったことが判明している。

すなわち本件事故から得られる教訓は、人員の数の確保ではなく、能力のある人員確保でもない。安全対策の取り決めを勝手に破り、当然必要な注意義務を放棄するような人材や施設を放置してはいけないということだと遺族側は認識している。

<春藤副市長の発言内容の検討>

「今回の事案は事業者側の重大な運営基準違反が原因であり、人の配置の問題でない。人員の話とは切り分けて検討するのが正しいと思う。人が足りないから仕方がないことに捉えかねない。」の発言に関して、

遺族としては、副市長のこの発言におおいに共感する。本件事故はあくまでも、粗悪な施設を放置していたことであると認識している。命を守るために事前に決められていた安全対策を保護者には内密に破り続け、重大事故を起こしこれ以上、隠蔽できなくなるまで放置していたことが根本的な問題である。

この点は、山根建人議員も管理不足の問題を提言しており、この点での視点は一致していると思われる。

少なくとも本件事故の原因は、人員不足でも人員の知識・経験不足でもない。粗悪な施設を放置し、事業者側が重大な運営基準違反を実施する余地を与えてしまったことであると遺族側は認識している。

<児童部長>

「支援者向けの講演会や実習の受け入れ研修などまずは療育の質の向上の方を図っている。」の発言に関して、

少なくとも本件は、事故を起こした従業員が安全対策に必要な知識を有していなかった

訳ではなく、経験が不足していた訳でもなかったことは判明している。従って、児童部長の山根建人議員への人員確保に関する発言への回答としては、妥当な回答を行っている
と遺族側は認識している。

<AIの発言に対して>

本議題において重要視すべき点は「本件事故における問題点」と「一般的なデイサービスにおける問題点」は同一ではなく、別々の二通り問題点が存在し、その捉えたかに差が存在することであると思われる。

AIと山根建人議員は、「一般的なデイサービスにおける問題点」の言及の例として、性質の異なる「本件事故における問題点」を挙げ、「本件事故における問題点」を過小評価している。政策を検討する場での発言であり、この立場は否定すべきものではない。

AIの発言の背景には、社会問題として事業所の経営圧迫、人員不足が重要であるということが最も重要な解決すべき問題であるとの前提に立って検討を行っており、本件事故はその社会問題を説明する上での例として捉えていることが解る。

一方、春藤副市長は「本件事故における問題点」を先に確認し、山根建人議員の、「一般的なデイサービスにおける問題点」の言及と本件問題点との違いを説明。「一般的なデイサービスにおける問題点」の解決では、「本件事故における問題点」は解決できないことを述べている。こちらも理論整然とした説明になっており、否定すべきものではないと思われる。

さらに児童部長は、「本件事故における問題点」の対応策としての人員育成を進めていることを言及しており、「一般的なデイサービスにおける問題点」解決としての人員育成について言及している。

AIは本件事故の根本的な問題点を重視した捉え方はしていないことが解る。少なくとも議会において、本件事故の根本的な問題点を重視した捉え方は必ずしも必要な捉え方ではない。従って異なる捉え方をしてもそれは否定すべき対象とは思わない。

しかしながら本事故の捉え方という面からは、春藤副市長の「人員の話とは切り分けて検討するのが正しいと思う。」「人が足りないから仕方がないことに捉えかねない。」の方が正しいと思われる。

児童部長の方が、春藤副市長の捉え方よりもよりAIに近い捉え方をしているため、若干であるが児童部長の方が、春藤副市長よりも評価が高くなっていると認識される。